

業務仕様書

1 委託業務名

関西圏における期間限定三重県情報発信拠点の開設及び運営等業務

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

3 業務目的

2025年に開催される大阪・関西万博を契機として国内外から注目が集まる大阪市内において、期間限定の情報発信拠点を設置し、「食」や「観光」をはじめとする三重県ならではの魅力を最大限に発信することで、三重県への誘客・県産品の販路拡大を図るとともに、万博開催期間中における関西圏からの誘客を強化するための検討材料を得る機会とする。併せて、関西圏在住者等の物産や観光に対する傾向や手法による効果を調査・検証し、関西圏における今後のプロモーションの強化につなげる。

4 業務内容

本事業において受託者は、下記（1）～（8）の業務を行う。また、全ての業務を県から支払われる委託料と販売収益で実施する。

（1）情報発信拠点の開設・運営

① 開設場所

大阪の主要商業エリアであるキタエリア（JR大阪駅半径700m以内）及びミナミエリア（大阪メトロ御堂筋線なんば駅半径700m以内）の2箇所で開催する。

なお、開設場所は独自提案とする。

(ア) 上記3の業務目的を十分に遂行できる場所とすること。

(イ) 各エリアの特性や消費動向を考慮し、ターゲットを設定のうえ開設場所を選定すること。

(ウ) 場所の確保に当たっては、開設期間に加え、設営・撤去等の準備期間も考慮すること。

(エ) 開設場所の利用申込手続及び支払業務は本業務に含むものとし、出店料、備品使用料、手数料等は、受託者が施設管理者に支払うこと。

② 開設期間

開設期間は、令和5年11月1日（水）～令和6年2月29日（木）のうち、

キタエリア及びミナミエリアでそれぞれ2週間以上とする。なお、この期間に設営・撤去等の準備期間は含まない。

(ア) キタエリア及びミナミエリアの開設期間を重複させないこと。

(イ) キタエリア及びミナミエリアのいずれかは令和5年内に開設期間を設けること。

(ウ) 開設期間の決定に当たっては、県と協議し、同意を得ること。

③ 開店時間

原則、午前10時から午後10時までとする。

なお、施設利用可能時間に応じて、別途施設管理者及び県と協議して開店時間を決定すること。

④ 店舗機能

県産品や地域、文化など、三重県の魅力を効果的に発信できるようなテーマを設定のうえ、下記(ア)～(ウ)の店舗機能について企画提案すること。また、提案に当たっては、開設場所のターゲット設定に基づいた内容とすること。なお、店舗機能のすべての内容について、県と協議し、同意を得るものとする。

(ア) 「三重の食」体験企画

- ・テーマ及びターゲット設定に基づき、「三重の食」を楽しめる体験企画を実施すること。(例) 来店者が食材を選び、盛り付け、食べる等
- ・三重県産原料を使用(一部使用も可)、又は、三重県内で加工されているものを使用すること。
- ・体験を通して三重県への観光意欲や県産品の購買意欲を向上させる企画内容とすること。
- ・来店者が体験を楽しむことで、他者への紹介や、SNSへの投稿につながる企画内容とすること。

(イ) 観光情報等の提供

- ・店舗内にディスプレイ等を設置し、営業時間中に県が用意するPR映像等を流すこと。この他、テーマ及びターゲット設定に基づき、多様な手法を用いて効果的に三重県の観光情報を提供すること。
- ・来店者の三重県への関心を高め、観光意欲を向上させる取組を行うこと。
(例) 三重県内の施設で使えるクーポン、割引をはじめとするキャンペーンの実施や、県産品で作ったノベルティの配布等

(ウ) 県産品販売

- ・販売に当たっては、県が指定する事業者と契約を締結し、原則、買取仕入、

消化仕入、委託販売のいずれかの方法で商品の仕入を行うこととするが、自ら三重県内の事業者等と契約し、仕入を行うことも認める。いずれの場合であっても、契約内容は県と協議のうえ、調整すること。

- ・委託販売手数料をはじめ、商品を販売した際に発生する収益は、受託者の収益とする。なお、実際の仕入方法及び手数料等の詳細については、県及び仕入先と協議のうえ決定すること。
- ・買取仕入の場合で、開設期間後に在庫が発生した場合は、原則受託者が処理すること。
- ・テーマ及びターゲット設定に基づき、三重の県産品の魅力を十分に発信できる商品選定を行うこと。なお、選定に当たっては、県と協議し、同意を得ること。
- ・購買意欲が向上するような陳列工夫を行うこと。

⑤ 店舗レイアウトの設計・設営・撤去

下記(ア)～(ウ)について、上記④の店舗機能が十分に発揮されるよう、効果的なレイアウトの設計を提案すること。ただし、実際の設営に当たっては施設管理者及び県と協議し、同意を得るものとする。また、上記④の店舗機能の実現に必要な備品及び業務の遂行に必要な備品については、受託者が賃借等により用意すること。なお、作成する店舗内の装飾等については、県と調整を行うこと。店舗の設営・撤去に当たっては、施設管理者の指示に従い、定められた時刻までに適切に実施すること。

(ア) 店内

- ・入店から退店までの来店者の動線に配慮し、効率的にスペースを使用すること。
- ・三重県らしさを感じられる装飾や什器を設置すること。
- ・体験企画や商品については、プライスカードやポップ、パネル等で価格やキャプション等をわかりやすく掲示すること。

(イ) 店頭

- ・一目で三重県の出店であることが分かるよう、通行者の目を引く三重県らしい店頭デザイン及び看板とすること。
- ・外部への見え方を考慮しながら、店内の雰囲気伝わり、入店しやすい外観とすること。

(ウ) バックヤード

- ・商品のストックや店内、店頭装飾等を保管するスペースを確保すること。

- ・必要に応じて冷蔵庫、冷凍庫を設置すること。

⑥ 店舗運営

店舗運営業務については、レジ対応、体験企画対応、来店者対応、商品管理（発注、仕入、陳列、補充等）を行う。

- (ア) クレジット、電子マネー等を利用した販売の際に発生する手数料や集配金・入金システム使用料及び釣銭準備金手数料などの各種手数料は受託者の負担とする。
- (イ) 商品の一部を試飲試食に供した場合や、店舗で破損品が生じた場合の商品購入等の費用は受託者の負担とする。
- (ウ) 開設期間中、店舗に管理責任者を設置し、常駐させること。
- (エ) 管理責任者は、店舗内すべての衛生・維持管理を行うこと。
- (オ) 店舗の運営及び維持管理に必要な店舗スタッフを配置すること。なお、スタッフは上記④の店舗機能の内容について説明及び案内ができることとし、来店者と十分にコミュニケーションが取れる人材を配置すること。
- (カ) 店舗運営に当たり法令等に基づき資格が必要な場合は、資格を有するスタッフを配置すること。
- (キ) 業務マニュアル（トラブル対応を含む）を作成し、店舗スタッフに順守させること。
- (ク) トラブル発生時等の緊急連絡網を作成するなど、緊急時の連絡体制を構築し、確実に実行すること。
- (ケ) 新型コロナウイルス感染症対策については、施設管理者及び県の方針に従うこと。

(2) 消費者動向調査

業務期間中、来店者（外国人を含む）に対し、本事業及び今後の関西圏でのプロモーションに係る消費者動向調査を行う。なお、調査内容や調査方法等については、県と協議し、同意を得ること。

① 調査内容

本事業に関する意見・感想、三重県への観光意欲、三重県産品の認知、情報発信に係るニーズ、来店者属性について調査し、レジデータ（売上データ）とともに集計を行うこと。この他に、大阪・関西万博に向け、三重県が関西圏で県産品の販路拡大や観光誘客等を図るプロモーションを実施していくうえで必要と考える調査内容がある場合は提案すること。

② 調査方法

店頭アンケート、来店者への聞き取り、レジデータによる調査・分析を基本とするが、この他に効果的な方法がある場合は提案すること。

(ア) 回答数を増やすための取組をすること。

(イ) 外国人向けアンケートについては、英語での作成を基本とするが、可能な限り多言語対応とすること。

③ 調査結果

実施した調査について、キタエリアとミナエリアごとの消費者動向及びエリア比較による消費者動向等について分析し、集計データとともに県に報告すること。

(ア) 各報告書は、紙ベース（原則 A4 版）を 1 部及び電子データ（Microsoft Word、Excel、PowerPoint のいずれかの形式）とする。

(イ) 県に報告した調査及び分析の結果は、三重県に帰属するものとする。

(3) 広報・PR

主に関西圏在住者をターゲットとし、開設前から開設期間中を通し、開設場所周辺及びインターネット上等において、誘客を図るためのPRを行う。三重県の魅力が伝わり、店舗に足を運んでみたくなるような広報の手段及び内容を提案すること。PRに係る広報物の内容やデザイン、数量等については、施設管理者及び県と協議のうえ、決定するものとする。

(4) 成果目標の設定

本事業実施後の三重県への誘客・県産品の販路拡大などの波及効果を考慮し、業務目的及び内容と連動した成果目標を提案すること。

(5) 保健所、税務署等への各種申請手続き

食品販売、酒類販売等に伴い必要となる、保健所、税務署への各種手続きを行うこと。なお、申請に際し手数料が必要な場合、その費用は委託料に含むものとする。

(6) 損害保険、損害賠償について

① 業務期間中に発生した対人事故、対物事故についての補償を行う保険に加入することとし、その保険料は委託料に含まれる。

② 受託者が、故意または過失により店舗、備品等を損傷し、または滅失したときは、受託者の負担により原状回復すること。

③ 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 実施計画書等の提出

受託者は、契約締結後速やかに県と協議のうえ、仕様書に基づいて委託業務の具体的な実施計画（スケジュールを含む）を作成し、「業務実施計画書」（様式任意）として提出すること。また、店舗運営に関わるスタッフについて、業務従事者届（様式1）により県に報告し、資格が必要となるスタッフを配置する場合は、資格証明書のコピーを添付すること。

（8）業務日報及び実績報告書、各種記録の作成・提出

- ① 業務期間中、業務日報を作成し、翌日開店時間までに県に提出すること。
なお、業務日報の様式については、県と協議するものとする。
- ② 業務完了後、業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、県に提出するとともに、当該報告書の電子データを保存したメディア（DVD等）を県に提出し、県の検査を受けること。なお、実績報告書の内容については、県と協議するものとする。
- ③ 情報発信拠点の設営完了時や、開設期間中の会場風景等について、記録写真の撮影を行い、業務完了後、電子データ（JPG、PNG等の画像形式）を保存したメディア（DVD等）を県に提出すること。
- ④ 本事業が取り上げられた報道の記録を行い、電子データで県に提出すること。なお、データ形式は都度県担当者と協議のうえ決定するものとする。

5 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

（1）受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
- ③ 県に報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

（2）契約締結権者は、受託者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

6 留意事項

（1）提案書に基づく委託業務の実施に当たっては、県に協議をして同意を得たう

えで進めること。

- (2) 委託業務の実施に当たっては、施設管理者及び県と十分に協議し、その指示及び監督に従うこと。また、社会状況に変化があった場合は、実施内容について、施設管理者及び県と協議のうえで実施することとする。
- (3) 委託業務の処理を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 県が天災等により、事業の中止又は縮小を決定した場合においては、契約金額の範囲内で、県は、実際に要した経費をもとに受託者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。
- (7) 本仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、県及び受託者は速やかに協議を行うものとする。

